

第 11 部 紡織用繊維及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 - (a) ブラシ製造用の獣毛（第 05.02 項参照）並びに馬毛及びそのくず（第 05.11 項参照）
 - (b) 人髪及びその製品（第 05.01 項、第 67.03 項及び第 67.04 項参照。搾油機その他これに類する機械に通常使用する種類のろ過布（第 59.11 項参照）を除く。）
 - (c) 第 14 類のコットンリントナーその他の植物性材料
 - (d) 第 25.24 項の石綿及び第 68.12 項又は第 68.13 項の石綿の製品その他の物品
 - (e) 第 30.05 項又は第 30.06 項の物品及び第 33.06 項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）
 - (f) 第 37.01 項から第 37.04 項までの感光性の紡織用繊維
 - (g) プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が 1 ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これらに類する物品（例えば、人造ストロー）で見掛け幅が 5 ミリメートルを超えるもの（第 39 類参照）並びにこれらの組物、織物類、かご細工物及び枝条細工物（第 46 類参照）
 - (h) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第 39 類のもの
 - (i) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第 40 類のもの
 - (k) 毛が付いている獣皮及び毛皮（第 41 類及び第 43 類参照）、第 43.03 項の毛皮製品並びに第 43.04 項の人造毛皮及びその製品
 - (l) 第 42.01 項又は第 42.02 項の紡織用繊維の製品
 - (m) 第 48 類の物品（例えば、セルロースウォッシング）
 - (n) 第 64 類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品
 - (o) 第 65 類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品
 - (p) 第 67 類の物品
 - (q) 研磨材料を塗布した紡織用繊維（第 68.05 項参照）並びに第 68.15 項の炭素繊維及びその製品
 - (r) ガラス繊維及びその製品（第 70 類参照。ガラス繊維の糸によりししゅうしたもので基布が見えるものを除く。）
 - (s) 第 94 類の物品（例えば、家具、寝具及び照明器具）
 - (t) 第 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット）
 - (u) 第 96 類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）
 - (v) 第 97 類の物品
- 2 (A) 第 50 類から第 55 類まで、第 58.09 項又は第 59.02 項のいずれかに属するとみられる物

品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

(B) (A) の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第 51.10 項参照）及び金属を交えた糸（第 56.05 項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。

(b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

(c) 第 54 類及び第 55 類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第 54 類及び第 55 類は、一の類として取り扱う。

(d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

(C) (A) 及び (B) の規定は、3 から 6 までの糸についても適用する。

3 (A) この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、(B) の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。

(a) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸で、20,000 デシテックスを超えるもの

(b) 人造繊維の糸（第 54 類の 2 本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、10,000 デシテックスを超えるもの

(c) 大麻糸及び亜麻糸で、次のもの

(i) 磨き又はつや出したもので、1,429 デシテックス以上のもの

(ii) 磨いてなく、かつ、つや出ししてないもので、20,000 デシテックスを超えるもの

(d) コイヤヤーンで 3 本以上の糸をよったもの

(e) その他の植物性繊維の糸で、20,000 デシテックスを超えるもの

(f) 金属糸で補強した糸

(B) (A) の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸で補強した糸を除く。）

(b) 第 54 類のマルチフィラメントヤーン（よってないもの及びより数が 1 メートルにつき 5 未満のものに限る。）及び第 55 類の人造繊維の長繊維のトウ

(c) 第 50.06 項の天然てぐす及び第 54 類の単繊維

(d) 第 56.05 項の金属を交えた糸（金属糸で補強した糸を除く。）

(e) 第 56.06 項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェールヤーン

4 (A) 第 50 類から第 52 類まで、第 54 類及び第 55 類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(B) の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。

(a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で 1 個の重量（糸

巻の重量を含む。) が次の重量以下であるもの

- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び人造繊維の長繊維の糸については、85 グラム
- (ii) その他の糸については、125 グラム
- (b) ボール巻又はかせ巻の糸については、1 個の重量が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び 3,000 デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、85 グラム
 - (ii) 2,000 デシテックス未満のその他の糸については、125 グラム
 - (iii) その他の糸については、500 グラム
- (c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、1 個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び人造繊維の長繊維の糸については、85 グラム
 - (ii) その他の糸については、125 グラム
- (B) (A) の規定は、次の物品については適用しない。
 - (a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。
 - (i) 羊毛又は繊維獣毛の単糸で漂白してないもの
 - (ii) 羊毛又は繊維獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、5,000 デシテックスを超えるもの
 - (b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸（体裁を問わない。）
 - (ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻きのもの（羊毛又は繊維獣毛の糸を除く。）
 - (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸に限る。）で漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、133 デシテックス以下のもの
 - (d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの
 - (i) あやかせのもの
 - (ii) コップ、ねん糸用のチューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでししゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの

5 第 52.04 項、第 54.01 項及び第 55.08 項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。

- (a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が 1,000 グラム以下であること。
- (b) 縫糸用としての仕上加工をしてあること。
- (c) 最後に Z よりをかけてあること。

6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル単糸で、テナシティが 1 テックスにつき 60 センチニュートンを超えるもの

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが1テックスにつき53センチニュートンを超えるもの

ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが1テックスにつき27センチニュートンを超えるもの

7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

- (a) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品
- (b) 完成したもので、単に分割糸を切るにより又はそのまま使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布）
- (c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）
- (d) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。）
- (e) 特定の大きさに裁断した物品でドロワークをしたもの
- (f) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかないかを問わない。）を除く。）
- (g) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）

8 第50類から第60類までにおいては、次に定めるところによる。

- (a) 第50類から第55類まで、第60類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第56類から第59類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。
- (b) 第50類から第55類まで及び第60類には、第56類から第59類までの物品を含まない。

9 第50類から第55類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。

10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。

11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

12 この部においてポリアミドには、アラミドを含む。

13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後、5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。

14 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するのは、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。

この場合において、「紡織用繊維から成る衣類」とは、第61.01項から第61.14項まで及び第62.01項から第62.11項までの衣類をいう。

15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは

織物類と共に織り込まれているかを問わない。)は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。

*
* *

号注

1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

- (i) 構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの
- (ii) 反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）

漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあっては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。

(b) 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

- (i) 漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの
- (ii) 漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの
- (iii) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(c) 「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。

- (i) 浸染したもの（全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したものと及び一時的に染めたものを除く。）、なせんしたもの又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの
- (ii) 異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの（単糸杓（モク）又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの
- (iii) なせんしたスライバー又はロービングから得たもの
- (iv) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(a) から (c) までの規定は、単繊維及び第 54 類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(d) 織物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたものと及び一時的に染めたものを含む。

- (e) 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。
- (i) 織った後に漂白したもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織った後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの
 - (ii) 漂白した糸から成るもの
 - (iii) 漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの
- (f) 織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。
- (i) 織った後に単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織った後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。）
 - (ii) 単一の色で均一に着色した糸から成るもの
- (g) 織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。
- (i) 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）
 - (ii) 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの
 - (iii) 単糸拵（モク）又はミクスチュアヤーンから成るもの
- (h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織った後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。
- (a) から (h) までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。
 - (d) から (h) までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。
- (ij) 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。
- 2 (A) 第 56 類から第 63 類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第 50 類から第 55 類までの物品及び第 58.09 項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注 2 の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。
- (B) (A) の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 関税率表の解釈に関する通則 3 を適用する場合には、同通則 3 により当該物品の所属を決定する部分についてのみ (A) の規定を適用する。
 - (b) 基布とパイル又はループの面とから成る紡織用繊維製の物品については、基布を考慮しない。
 - (c) 第 58.10 項のししゅう布及びその製品については、基布のみを考慮する。ただし、基布が見えないししゅう布及びその製品については、ししゅう糸のみを考慮する。

総 説

一般に、11 部には、紡織用繊維工業の原材料（絹、羊毛、綿、人造繊維等）、半製品（糸及び織物類）及びこれらのものから製造される物品を含む。ただし、11 部の注 1 又はこの部に属する

類の注若しくは項の解説に規定しているある種の原料及び製品は除く。特に下記のものは、この部に属さない。

- (a) 人髪及びその製品（通常、05.01、67.03 又は 67.04）、ただし、搾油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布（59.11）を除く。
- (b) 石綿及びその製品（糸、織物類、衣類等）（25.24、68.12 又は 68.13）
- (c) 炭素繊維その他の非金属性鉱物繊維（例えば、炭化けい素、ロックウール）及びこれらの製品（68 類）
- (d) ガラス繊維、ガラス繊維の糸、ガラス繊維の織物類及びこれらの製品又はガラス繊維と紡織用繊維との混用品でガラス繊維製品としての性格を有するもの（70 類）、ただし、明らかに紡織用繊維の基布と認められるものにガラス繊維の糸でしゅうをしたものは、この部に含まれる。

この部は、14 の類に区分されているが、これは二つの部分に大別できる。その初めの部分（50 類から 55 類まで）は、紡織用繊維の種類にしたがって区分され、残りの部分（56 類から 63 類まで）は、58.09 項及び 59.02 項を除き、項のレベルでは、紡織用繊維の種類を考慮することなく区分されている。

（I）50 類～55 類

50 類から 55 類においては、一種又は二種以上の紡織用繊維の単独のもの又は混用のものを扱い、総説（I）（C）に規定する織物及びこれらの織物を製造するまでの各段階の物品を含む。すなわち、これらには多くの場合、原材料、回収くず（反毛した材料を含み、反毛してないぼろは除く。）、カードし又はコームしたスライバー、ロービング等の形状の繊維、糸及び織物を含む。

（A）二以上の紡織用繊維で構成される物品の所属の決定（11 部注 2 参照）

50 類から 55 類まで（くず、糸、織物等）、58.09 項又は 59.02 項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

紡織用繊維は、次の工程により混用される。

- －紡績工程前又は紡績工程中
- －ねん糸工程中
- －製織工程中

縫製、のり付け等により、二以上の異なる組成の織物を重ね合わせた物品（58.11 項のものを除く。）にあつては通則 3 の規定によりその所属を決定する。したがって、11 部の注 2 は、この種の物品を全体として所属を決定するために考慮される織物において、最大重量を占める紡織用繊維を決定する必要がある場合にのみ適用する。

同様に、11 部の注 2 の規定は、紡織用繊維と非紡織用繊維とから成る混用物品についても、そ

れがこの表の解釈に関する通則の適用によって紡織用繊維の物品とみられるものに限り適用される。11 部の注 2 の適用に際しては、次に掲げる諸点に注意しなければならない。

- (1) ある一の類又は項において、異なる種類の紡織用繊維から構成される物品について規定されている場合には、当該材料と他の材料とが混用している物品の所属の決定のために、当該材料は合計するものとする。すなわち、当該物品の所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類のなかから、該当する項を決定するものとする。この際、当該類に属さない構成材料は考慮しない。

例：(a) 各繊維の全重量に対する重量割合が次のものから成る織物の場合

合成繊維の短繊維	40%
梳(そ)毛(羊毛)	35%
梳(そ)毛(織獣毛)	25%

羊毛と織獣毛の重量は合算される(35%+25%=60%)ので、55.15 項(合成繊維の短繊維のその他の織物)には属さず、51.12 項(梳(そ)毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。))に属する。

(b) 全重量に対する各繊維の重量割合が次のものから成り、重量が 1 平方メートルにつき 210 グラムの織物の場合

綿	40%
再生繊維又は半合成繊維の短繊維	30%
合成繊維の短繊維	30%

52.11 項(綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるものに限る。)及び 55.14 項(合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラムを超えるものに限る。)には属さず、55.16 項(再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物)に属する。この所属の決定に当たっては、まず関連する類(この事例の場合、合成繊維の短繊維と再生繊維又は半合成繊維の重量は合算されるので 55 類)を決定し、次に当該類の中から適切な項(この事例の場合、項を決定する構成材料の重量割合が同じなのでそれぞれ該当すると認められる項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。)を決定する。

(c) 全重量に対する各繊維の重量割合が次のものから成る織物の場合

亜麻	35%
ジュート	25%
綿	40%

52.12 項(その他の綿織物)には属さず 53.09 項(亜麻織物)に属する。この所属の決定に当たっては、まず関連する類(この事例の場合、亜麻とジュートの重量は合算されるので 53 類)を決定し、次にその類の中から、適切な項(この事例の場合、綿の重量割合は 11 部の注 2 (B) (b) により考慮されず、また亜麻の重量割合がジュートの重量割合を上回っているため 53.09 項)を決定する。

- (2) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン及び金属を交えた糸は単一の紡織用繊維とみなし、

その重量はこれを構成する要素の重量の合計による。

(3) 織物の所属の決定上、金属糸は紡織用繊維とみなす。

(4) 54 類及び 55 類の両類が他の類とともに関係する場合には、54 類及び 55 類は一の類として取り扱うものとする。

例：全重量に対する各繊維の重量割合が次のものから成る織物の場合

合成繊維の長繊維	・ ・ ・ ・ ・	35%
合成繊維の短繊維	・ ・ ・ ・ ・	25%
梳（そ）毛（羊毛）	・ ・ ・ ・ ・	40%

この事例の場合、合成繊維の長繊維と短繊維の重量割合は合算される（35%+25%=60%）ので、51.12 項（梳毛織物）には属さず、54.07 項（合成繊維の長繊維の糸の織物）に属する。

(5) 糊付け剤、仕上げ剤（例えば、絹の増量仕上げ）及び染み込ませ、塗布し又は被覆するための物品で、紡織用繊維の中に混入されるものは、非紡織用繊維とはみなさない。換言すれば、紡織用繊維の重量は、それが現在あるがままの状態を基礎として計算されるものである。

混用繊維が主に特定の紡織用繊維で構成されている場合の所属の決定に当たっては、混用繊維のうち、最大重量を占める単一の紡織用繊維に着目して所属を決定する。

例：全重量に対する各繊維の重量割合が次のものから成り、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下の織物の場合

綿	・ ・ ・ ・ ・	55%
人造繊維	・ ・ ・ ・ ・	22%
羊毛	・ ・ ・ ・ ・	21%
絹	・ ・ ・ ・ ・	2%

52.12 項（その他綿織物）には属さず、52.10 項（綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る。）に属する。

(B) 糸

(1) 一般事項

紡織用繊維の糸には、単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンがある。この表において、これらの糸は、それぞれ次に定めるところによる。

(i) 単糸とは、次のいずれかの物品をいう。

(a) 通常、よることにより相互に抱合させた短繊維の糸（紡績糸）

(b) 54.02 項から 54.05 項までのフィラメントの 1 本（単繊維）又は 54.02 項若しくは 54.03 項のフィラメントの 2 本以上のフィラメント（マルチフィラメント）を相互に抱合させた糸（よってあるかないかを問わない。）（長繊維の糸）

(ii) マルチプルヤーンとは、単糸（54.04 項又は 54.05 項の単繊維から得られるものを含む。）の 2 本以上を 1 回の操作で、より合わせた糸（双糸、三子糸、四子糸等）をいう。ただし、54.02 項又は 54.03 項の単繊維のみをよった糸は、マルチプルヤーンとはみなさない。

マルチプルヤーンの「ply (fold)」とは、マルチプルヤーンを構成しているそれぞれの単糸をいう。

(iii) ケーブルヤーンとは、少なくとも1本のマルチプルヤーンを含む2本以上の糸を1回以上の操作で寄り合わせて作った糸をいう。

ケーブルヤーンの「ply (fold)」とは、ケーブルヤーンを構成しているそれぞれの単糸又はマルチプルヤーンをいう。

上記の糸のうち、2本以上の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンを並列に引きそろえて作ったものは、multiple wound (assembled) yarns と呼ばれることがある。これらは、構成する糸の種類に従い、単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンとして取り扱うものとする。

単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンには、所々ループ又は節（スラブ）を付けたもの（ブークレヤーン、ループヤーン、スラブヤーン又はフラメヤーン）がある。これらには、2本以上の糸から成り、そのうちの1本が所々で折り返されてループ又は節を作っているものもある。

ポリッシュドヤーン又はグレーズドヤーンは、天然物質（ろう、パラフィン等）又は合成物質（特にアクリル樹脂）をもととした調製品で処理した後、みがきローラーにより光沢を付けたものである。

糸は、測定方法にしたがって表示されており、現在、種々の方式が使用されているが、この表では、「テックス」方式を採用する。これは、糸、フィラメント、ファイバーその他の紡織用繊維のストランドの1キロメートルあたりのグラム数に相当する繊維を表示する単位である。デシテックスは0.1テックスである。メートル式番手からデシテックスへの換算式は次による。

$$10,000 / \text{メートル式番手} = \text{デシテックス}$$

糸は、漂白してないもの又は洗浄、漂白、半さらし、浸染、なせん、空（もく）染等の加工がされたものがある。また、ガス焼きしたもの（すなわち、表面に毛羽立っている繊維を焼き取ったもの）、マーセライズしたもの（すなわち、構成繊維に張力をかけた状態でかせいソーダの溶液に浸せきして処理したもの）、油処理したもの等もある。

ただし、50類から55類までには、次の物品を含まない。

- (a) 56.04 項のゴム糸（紡織用繊維で被覆したものに限る。）及び紡織用繊維の糸（ゴム又はプラスチックを染み込ませ（浸せきしたものを含む。）、塗布し又は被覆したものに限る。）
- (b) 金属を交えた糸（56.05）
- (c) ジンプヤーン、シェニールヤーン及びループウェールヤーン（56.06）
- (d) 組んだ紡織用繊維の糸（56.07 又は 58.08）
- (e) 金属糸で補強された紡織用繊維の糸（56.07）
- (f) 糸、単繊維及び紡織用繊維を平行に並べて接着剤により接着したもの（ボルダック）（58.06）

- (g) 59.06 項の平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させたもの
- (2) 50 類から 55 類までの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンと、56.07 項のひも、綱及びケーブルと 58.08 項の組みひもとの区別 (11 部注 3 参照)

50 類から 55 類はすべての糸を含むものではない。糸は、その特徴 (規格、つや出ししてあるかないか、構成する単糸の数) にしたがって、50 類から 55 類までの糸として各項に、56.07 項のひも、綱及びケーブル又は 58.08 項の組みひもに属する。下記表 I は各々のケースについての正しい所属を示したものである。

表 I 紡織用繊維の糸、ひも、綱及びケーブルの所属の一覧表

種類 (注 1)	適用	分類
金属糸で補強された糸	すべてのもの	56.07 項
金属糸を交えた糸	すべてのもの	56.05 項
ジンプヤーン (51.10 項及び 56.05 項のものを除く。)、シェニールヤーン及びループウェールヤーン	すべてのもの	56.06 項
組んだ紡織用繊維の糸	(1) 堅く組み、ち密な構造を有するもの (2) その他のもの	56.07 項 58.08 項
その他 —絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸 (注 2)	(1) 20,000 デシテックス以下のもの (2) 20,000 デシテックスを超えるもの	50 類 56.07 項
—羊毛その他の獣毛のもの	すべてのもの	51 類
—亜麻又は大麻のもの	(1) 磨いたもの又はつや出したもの (a) 1,429 デシテックス以上のもの (b) 1,429 デシテックス未満のもの (2) 磨いてないもの又はつや出ししてないもの (a) 20,000 デシテックス以下のもの (b) 20,000 デシテックスを超えるもの	56.07 項 53 類 53 類 56.07 項
—コイヤのもの	(1) 単より又は双よりのもの (2) 3本より以上のもの	53.08 項 56.07 項
—紙のもの	すべてのもの	53.08 項
—綿その他の植物性繊維のもの	(1) 20,000 デシテックス以下のもの (2) 20,000 デシテックスを超えるもの	52 類又は 53 類 56.07 項
—人造繊維のもの (54 類の 2 本以上の単繊維から製造した糸を含む。) (注 2)	(1) 10,000 デシテックス以下のもの (2) 10,000 デシテックスを超えるもの	54 類又は 55 類 56.07 項

注 1 : この表の各種の紡織用繊維については、11 部の注 2 (総説 (I) (A) 参照) の規定によりこれらに属することとなる混用繊維にも適用する。

注 2 : 50.06 項の天然てぐす、54 類のマルチフィラメントヤーン (よってないもの及びより数が 1メートルにつき 5 未満のものに限る。)、54 類の単繊維及び 55 類の人造繊維のトウは、いかなる場合においても 56.07 項には属さない。

(3) 小売用の糸 (11 部の注 4 参照)

50 類、51 類、52 類、54 類及び 55 類には、小売用の糸について規定されている項がある。糸がこれらの項に属するには、下記の表Ⅱの基準を満たさなければならない。

ただし、次に掲げる糸は、小売用の糸とはみなさない。

- (a) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬 (ちゅう) 糸、綿及び人造繊維の単糸 (体裁は問わない。)
- (b) 羊毛又は織獣毛の単糸で、漂白し、浸染又はなせんしたもののうち、5,000 デシテックス以下のもの (体裁は問わない。)
- (c) マルチプルヤーン又はケーブルヤーン (絹糸、絹紡糸及び絹紡紬 (ちゅう) 糸に限る。) で未漂白のもの (体裁は問わない。)
- (d) マルチプルヤーン又はケーブルヤーン (綿又は人造繊維に限る。) で未漂白のものをかせ巻きしたもの
- (e) マルチプルヤーン又はケーブルヤーン (絹糸、絹紡糸及び絹紡紬 (ちゅう) 糸に限る。) で漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、133 デシテックス以下のもの
- (f) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンであやかせのもの (注)
- (g) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンでコップ、ねん糸用チューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでししゅう機に使用するもの、その他繊維工業において使用する体裁にしたもの

*

* *

(注) あやかせ (cross reeling) とは、かせがはじけるのを防ぐために糸を対角線状に巻いたもので、かせ巻のまま浸染を行う場合に通常使用される方法である。

あやかせでないもの



あやかせのもの



表Ⅱ 小売用の糸（上記の例外を除く。）

形状	糸の種類（注1）	小売用とみなす糸の条件
カード、リール、チューブ その他これらに類する糸巻 に巻いた糸	(1) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及 び人造繊維の長繊維の糸 (2) 羊毛、織獣毛、綿及び人造 繊維の短繊維の糸	糸巻を含む重量が 85 グラム以 下のもの 糸巻を含む重量が 125 グラム 以下のもの
ボール巻又はかせ巻の糸	(1) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及 び 3,000 デシテックス未満の 人造繊維の長繊維の糸 (2) その他の糸で 2,000 デシテ ックス未満のもの (3) その他の糸	85 グラム以下のもの 125 グラム以下のもの 500 グラム以下のもの
数個の小さなかせに区分し てあるかせ巻の糸（注2）	(1) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及 び人造繊維の長繊維の糸 (2) 羊毛、織獣毛、綿又は人造 繊維の短繊維の糸	1 個の小さなかせの重量が 85 グラム以下のもの 1 個の小さなかせの重量が 125 グラム以下のもの

（注1）この表の各種の紡織用繊維については、11 部の注2（総説（I）（A）参照）の規定によりこれらに属することとなる混用繊維にも適する。

（注2）一以上の分割糸で区分されている数個の小さなかせから成るかせは、糸が連続しており、分割糸を切ることによってそれぞれのかせに容易に分離できるものである。一以上の分割糸がかせの間にあり、それぞれのかせを分割している。これらのかせは、紙バンドでまわりを包まれることもある。その他糸が連続しているかせ又は分割糸のある糸であっても、均一な重量の小さなかせに分割するものでなく単に加工工程（例えば、浸染）中の糸のもつれを防止する目的のものについては、一以上の分割糸で区分されている数個の小さなかせから成るかせとはみなさず、また、小売用のものとはみなさない。

（4）縫糸（11 部の注5 参照）

52.04 項、54.01 項及び 55.08 項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで次の各要件を満たすものをいう。

- (a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻きの重量を含む。）が 1,000 グラム以下であること。
- (b) 縫糸用としての仕上加工をしてあること。
- (c) 最後に Z よりをかけてあること。

「仕上げ加工（dressed）」とは、最終処理が施されていることを意味する。この処理は、紡織用繊維の糸を縫糸として使用しやすいようにするために施すもので、例えば、摩擦を小さくする性質や耐熱性を付与したり、静電気の発生を防止したり、外観を改善したりする処理である。このような処理には、シリコン、でん粉、ろう、パラフィン等をもととした物質

の使用を含む。

縫糸の長さは、一般的には糸巻きに表示されている。

図 “S”

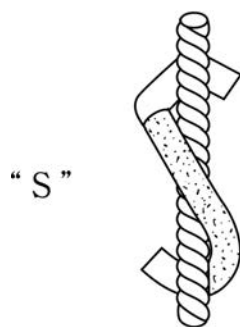
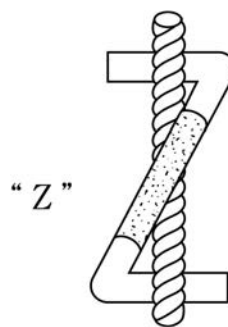


図 “Z”



(5) 強力糸 (11 部の注 6 参照)

54 類及び 59 類において、「強力糸」及び「強力糸」から成る織物に関する規定が設けられている。

「強力糸」とは次の糸をいう。

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル単糸で、テナシティが 1 テックスにつき 60 センチニュートンを超えるもの

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのマルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、テナシティが 1 テックスにつき 53 センチニュートンを超えるもの

ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、テナシティが 1 テックスにつき 27 センチニュートンを超えるもの

(6) 弾性糸及びテクスチャード加工糸 (11 部の注 13 参照)

弾性糸は、11 部の注 13 に規定されている。当該規定の中で述べられているテクスチャード加工糸については、5402.31 号から 5402.39 号の号の解説に規定されているので注意しなければならない。

(C) 織物

50 類から 55 類までの織物は、紡織用繊維の糸 (50 類から 55 類までの糸又は 56.07 項のひも、綱等)、54 類のロービング、単繊維、ストリップその他これらに類するもの、ループウェールヤーン、細幅のリボン、細ひも又は細幅織物 (たて糸のみで構成され、接着剤で結合したもの等) をたて糸及びよこ糸として交錯させることにより織り上げたものである。ただし、ある種の織物、例えば、次の物品は除かれる。

(a) じゅうたんその他の床用敷物 (57 類)

(b) 58.01 項のパイル織物及びシェニール織物、58.02 項のテリータオル地その他のテリー織物、58.03 項のもじり織物、58.05 項のつづれ織物、58.06 項の細幅織物及び 58.09 項の金属糸又は金属を交えた糸の織物

(c) 59.01 項及び 59.03 項から 59.07 項までの塗布し、染み込ませた等の織物、59.02 項のタイヤコードファブリック又は 59.11 項の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物

(d) 11 部の注 7 に規定する製品にしたもの（総説 II 参照）

上記 (a) から (d) までに掲げるものを除き、50 類から 55 類までの織物には、11 部の注 9 の適用により、例えば、次のような織物を含む。

－平行に並べた一層のたて糸層に、平行に並べた一層のよこ糸層を鋭角又は直角に重ねたもの

－平行に並べた二層のたて糸層の間に、一層のよこ糸層を鋭角又は直角にはさみ込んだもの

これらの織物は、一般の織物のようにたて糸とよこ糸が交錯していないが、これらの交点を接着剤又は熱溶融によって結合しているところに特色がある。

これらの織物は、“mesh scrim” と呼ばれることがあり、他の材料（プラスチック、紙等）の補強、農産物の保護等に使用される。

50～55 類の織物には、未漂白のもの、精練したもの、漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの、なせんしたもの、マーセライズしたもの、つや出ししたもの、波紋型を付けたもの、起毛したもの、しわ付けしたもの、ガス焼きしたもの等がある。50～55 類の織物には、普通織物、紋織物及び製織中にたて糸とよこ糸を添加して織り上げた織物（ししゅう布とみなさない。）などがある。

50～55 類には、また、意匠効果を与えるために部分的によこ糸を溶解して透かし効果を布面に与えた織物（一例として、たて糸にビスコースレーヨン、よこ糸にアセテートを使用し、溶解法により、よこ糸を部分的に除去した織物がある。）も含まれる。

*

* *

号の解説

異なる色の糸から成る織物

異なる色になせんした糸又は同色の濃淡の異なる色になせんした糸を、全部又は一部に使用したのものから成る織物は、異なる色の糸から成る織物であり、浸染した織物又はなせんした織物とはみなさない。

織り方

「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織であると、11 部の号注 1 (ij) に規定されている。この織柄を図式化すると次の通りである。

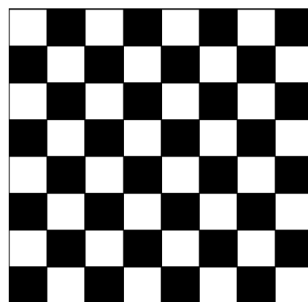


図 平織り

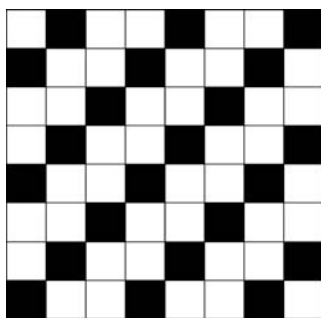
平織りは、最も単純で一般的に使用される織り方である。平織物は、たて糸とよこ糸がそれぞれの面に同一割合で現れるため、二つの面は常に同じである（両面織物）。

綾織りにおいては、第1のたて糸（エンド）は、第1のよこ糸（ピック）により、第2のたて糸は第2のよこ糸により、第3のたて糸は第3のよこ糸により（以下同様）バインドされる。この種の織り方のステップは、たて糸及びよこ糸双方に対して一つである。織りの繰り返し、すなわち模様を繰り返すために要するたて糸とよこ糸の数は常に二以上である。最も緊密な綾織りは、よこ糸がたて糸を2本飛びこす（フロート）。これは3枚綾織りである。4枚綾織りにおいては、よこ糸がたて糸を3本飛びこす。

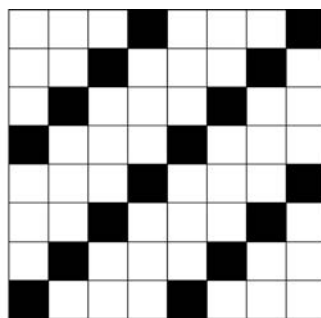
綾織りは、交錯点がずれることにより形成される斜文線が一方の耳から他方の耳へ伸び、うね模様を形成し、その織り方が綾織りであるという印象を与えている。そのうねは、右から左へ走るものもあるし、左から右へ走るものもある。よこ糸が多く現れたよこ綾織りとたて糸が多く現れたたて綾織りには、相違がある。これら両方の綾織りは、表面と裏面とに違った外観を示す。ただし、両面とも同じ外観を有する、両面綾織り又は破れ斜文織りと呼ばれる綾織りの種類がある。

両面綾織り又は破れ斜文織りは、たえず均一の織り方を繰り返す。たて糸又はよこ糸のフロート（糸の飛びこし）は、両面とも同じであって、うねの方向だけが逆になる。最も単純な模様は4枚破れ斜文織りである。たて糸は、それぞれ連続した2本のよこ糸の上に浮き、次の2本の下に沈む。

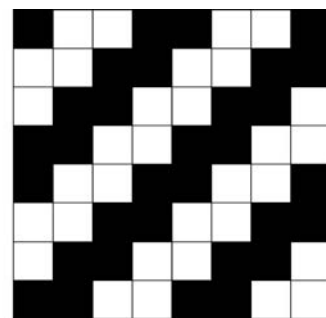
52.08 項、52.09 項、52.10 項、52.11 項、55.13 項及び 55.14 項において、3枚綾織り及び4枚綾織りに関連した各号（両面綾織り又は破れ斜文織りを含む。）は、その用語が限定的であるので、次図に示す織り組織の綾織りのみが含まれることに注意しなければならない。



(図) 3枚綾織り

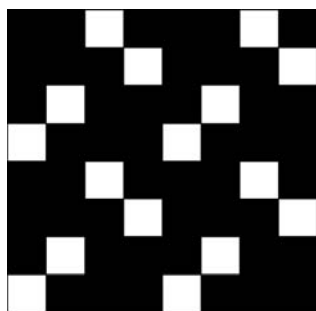


(図) 4枚綾織り



(図) 4枚両面綾織り
又は破れ斜め文織り

ただし、5209.42 号及び 5211.42 号のデニム織物は、4枚両面綾織り又は4枚破れ斜文織りを含まない。これらの号には、たて綾織物のみを含む（52 類の号注1 参照）。これらの号には、3枚たて綾織り及び4枚たて綾織りのほか4枚たて破れ斜文織りをも含む。その織り組織は次の通りである。



(図) 4枚たて破れ斜め織り

(II) 56～63 類

56 類から 63 類までには、50 類から 55 類までに含まれない各種の紡織用繊維の織物類及びその他の紡織用繊維の製品を含む（例えば、パイル織物、細幅織物、56.06 項又は 58.08 項のシェニールヤーン、ジンプヤーン、組ひも、ガルーンその他のトリミング及びチュールその他の網地、レース、織物その他の紡織用繊維にしゅうしたもの、メリヤス編物又はクロセ編物）。また、11 部以外の他の部に含まれるある種の物品を除き、これらの類には、紡織用繊維の製品にしたものを含む。

製品にしたもの (made up articles)

この部の注 7 により 56 類から 63 類までにおける「製品にしたもの」とは、次の物品を意味する。

- (1) 単に長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断したもの。例えば、紡織用繊維製のドレスパターン。縁を鋸歯状に裁断した物品（例えば、ある種のダスター）も製品にしたものとみなす。
- (2) 完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのまま使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。）：この種のものには、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接特定の形状に編み上げた物品並びに房飾りとするために織り残したたて糸又は端を切断したよこ糸が付いているダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布等を含む。このような製品は、織機で一枚ずつつけて織られるものもあるが、また、一定間隔ごとに糸（通常は、たて糸）のままで織っていない部分を有する長尺の織物を単に裁断して得られるものもある。これらの長尺の織物は、単に分割糸を切れば上記のそのままで使用することができる物品となることから、製品にしたものとみなす。

しかしながら、他の加工をしていない大きな反物から単に裁断した長方形（正方形を含む。）のもので、分割糸を切ることによりできる房飾りを有しないものは、この注における製品にしたものとみなさない。

これらの製品においては、折りたたんで提示されるか又は包装（例えば、小売用にしたもの）してあるかを問わない。

- (3) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した

縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)

- (4) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（添加糸の有無を問わない。）（例えば、縁かがりをしたハンカチ及び縁に房をつけたテーブルカバー）。ただし、反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。
- (5) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの
ドロンワーク（drawn-thread work）とは、織り上げた後、あるたて糸又はよこ糸を抜くだけの簡単な加工をいい、織物にそれ以上の加工（例えば、ししゅう）を施したものは含まない。ドロンワークをした反物は、婦人用下着の製造に使用されるものが多い。
- (6) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品
これらの製品は、非常に多く、衣類も含む。ただし、同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の紡織用繊維の織物類を重ね合わせた反物は、「製品にしたもの」とはみなさないの注意しなければならない。また、一以上の紡織用繊維から成る物品で、縫製その他の方法で詰物をしたものも「製品にしたもの」とはみなさない。
- (7) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）

*

* *

号の解説

パイル又はループの面から成る 56 類から 63 類までの物品

パイル又はループの面に基布が見えるか見えないかを問わず、11 部号注 2（B）（b）を適用する。

（Ⅲ）ゴム糸と結合した紡織用繊維製の物品

この部の注 10 により、紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、11 部に属する。

ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）は、56.04 項に属する。

紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものは、その状態に応じて 50 類から 55 類まで、58 類又は 60 類から 63 類までに属する。

（Ⅳ）化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有する紡織用繊維の製品

この部の注 15 により、紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部に属する。これらの紡織用繊維の製品は、身につけるものもあれば身につけないものもある。これらは、例えば、次のものを含む。

－LED 照明又はオーディオ装置を有する衣類

－ヘッドフォン（携帯電話又はこれに類する機器用のドッキングステーションを含む。）を有する衣類

- －身体機能監視用装置を有する衣類（例えば、心拍・体温監視用装置を有するスポーツブラ）
- －圧力又は動き（人の転倒又は倒れ込み）を検出するじゅうたん
- －加熱式の手袋又は靴下
- －光学センサー又は光ファイバーのような電子的要素があり、構造物の強化及び監視のために建築又はリノベーションを行う際に使用される「耐震壁紙」とも言われる耐震壁面被覆材
- －例えば地震で生ずる変形及び歪みを測定するために、センサーが組み込まれ又は光ファイバーが完全に取り付けられたジオテキスタイル

（V） 紡織用繊維の標準状態と試験

（A） 適用範囲

標準状態の設定並びに紡織用繊維の物理的及び機械的特性の測定方法は、以下のとおりである。

（B） 定義

（a） 相対湿度：大気中における実際の水蒸気圧の、同温度における飽和水蒸気圧に対する比率

この比率は、通常百分率（パーセント）で示す。

（b） 標準温湿状態（standard temperate atmosphere）：相対湿度 65%、温度 20 度の状態

（c） 試験室の標準温湿状態（standard temperate atmosphere for testing）：相対湿度 65%、温度 20 度の状態

（注）上記の「temperate」は、繊維工業に限定して使用されるものである。

（C） 予備処理

紡織用繊維の測定条件設定前に予備処理が必要なことがある。この場合、紡織用繊維は、相対湿度 10～25%、温度 50 度以下で予備乾燥を行い、おおむね平衡状態にする。この状態は、相対湿度 65%、温度 20 度の空気を 50 度に加熱することによって得られる。

（D） 測定条件設定

紡織用繊維は、その物理的又は機械的特性を測定するための試験を行う前に、試験をするための標準状態下に放置されることによって測定条件をととのえなければならない。この方法は、空気が紡織用繊維中を自由に通過させ、大気と平衡状態に達するまでの間放置される。

他に特定の試験方法が定められている場合を除き、流動する大気中に放置された紡織用繊維の重量を、2 時間の間隔で連続して測定し、漸進変化が 0.25% 以下となった時を当該紡織用繊維が平衡状態に達したものとみなす。

（E） 試験

特別な場合（例えば、湿り試験）を除き、紡織用繊維の物理的及び機械的試験は、試験のための標準状態において行われる。